

栄村震災復興計画(案)の概要

計画策定の趣旨

◆復旧にとどまらない復興へ

震災後、緊急に対応するために各種の災害復旧事業が導入されているが、それぞれの復旧事業は個別に完結するのではなく、相互に関連づけられ、今後の栄村の方向性の中に、きちんと位置付けられることが必要である。

また、震災直後の「復旧」の段階から、今後は中山間地域の抱える課題も解決し、発展させる「復興」の段階になってきている。

そこで、「復旧」ととどまらず、「復興」に向けて、栄村が震災をのりこえて、明るい将来像を見出せる総合的な復興計画が必要である。

◆計画の性格

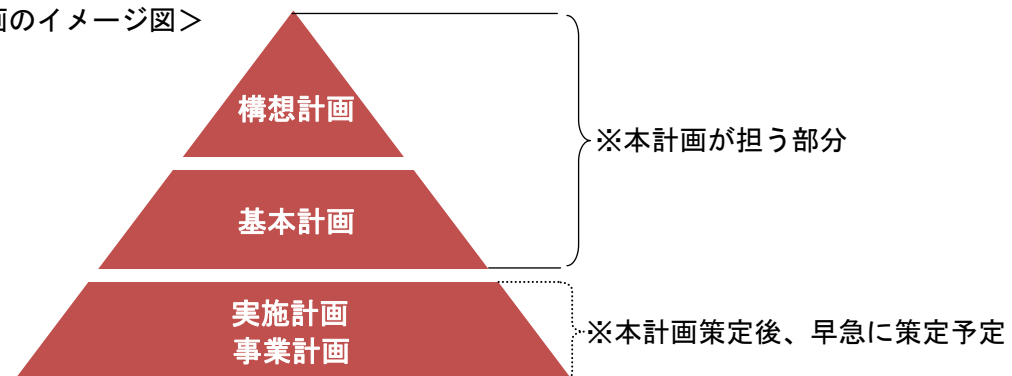
震災の復旧・復興においては、緊急性、時間的対応性などが求められる。

また、短期の「復旧」から中・長期の「復興」へとそれぞれの時期に応じた対応、さらに被害状況の違い（被害箇所の地域的偏り、内容の違いなど）への対応が求められることから、復興計画では、これまでの中山間地域の抱える課題に加え、震災により生じた新たな課題も解決されなければならない。

◆計画の役割

- 復旧・復興に当たっての基本的な方向性を示す計画
- 住民（集落）、関係団体、NPO、企業等の栄村の全ての活動主体が一丸となって取り組むべき指針となる計画
- 復興に関わる事業、関連する事業等の項目を掘り起こし、明らかにする計画

<本計画のイメージ図>



計画の位置付け

◆総合復興計画との関係

栄村では平成22年度から31年度までを期間とする「総合復興計画」を策定し、様々な課題に取り組んできましたが、今回の震災により総合復興計画をそのまま遂行することが困難になってきたことから、現時点では、本計画を現在の総合復興計画の上位計画として機能させ、本計画が終了した段階で、総合復興計画を見直し「新たな総合復興計画」を策定して、引き継ぐものとする。

計画の期間

◆計画期間

平成24年度から28年度までの5年間とする。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
項目										
栄村の復興	復旧期		復興期					発展期		
復興計画		H24~H28								
総合復興計画	現在の総合復興計画 (H22~H31)						新たな総合復興計画			

- 復旧期（平成23～25年度） → 各種災害復旧事業の期間
- 復興期（平成24～28年度） → 本格復興の期間（復興計画期間）
- 発展期（平成28～31年度） → 新たな総合復興計画へと引き継ぐ

なお、復興計画の事業が重なる平成24～25年度の復旧事業は復興計画の中に位置付ける。

復興の基本的な考え方

基本目標（案）

震災をのりこえ、集落に子どもの元気な声が響く村を

「集落に子どもの元気な声が響く」とは、若者がたくさん暮らしているということです。そのためには、村に活気あふれる産業が必要です。震災からの復興を通して、そういう産業を創り出し、誰もが安心して暮らしていける村を目指します。

基本目標を達成するための前提・基本方針

三つの前提

安全環境の確保

前提1

中山間地域では、地震による住家等や人的の直接被害だけでなく、地震によって誘発される土石流、地滑り、土砂崩落等の自然災害への対応が重要です。これらの災害から、村民、集落、地域の安全を確保するために、集落の安全環境を確保します。

地域資源の積極的な活用

前提2

豪雪等の自然環境、豊富な水資源・自然エネルギー、農地、森林が育んだ歴史風土、文化的景観など、地域の全てを資源として捉えて、産業・生活に積極的に活用します。

集落ごとの特色ある復興

前提3

集落により、人口・戸数、歴史風土、農林業形態等が異なることから、各集落の特性を活かした復興を行います。

三つの基本方針

暮らしの拠点・集落の復興・再生

方針1

様々な性格を有する集落を復興の基本として、集落における復興・再生を最優先に取り組みます。

農業を軸に資源を活かした新たな産業振興

方針2

旧来からの農業に留まることなく、また旧来のすばらしい部分を積極的に活かして、農業を中心とする新たな産業を構築します。

災害に強い道路ネットワークの構築

方針3

災害時に村や集落が孤立しないように、国・県道などの幹線道路の機能を強化し、村道、農林道、古道等を含む村内のあらゆる道路を利用することにより、被災地の道路機能の代替性を確保し、災害に強い道路ネットワークを構築します。

<計画の体系図>

